

「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の概要

1 提案理由

青森市道路占用料徴収条例で定める道路占用料については、道路法施行令において定められている道路占用料を勘案して、その額を定めてきたところである。

今般、道路法施行令が一部改正されたことから、当該一部改正を勘案し、道路占用料を改定するため。

〔※道路法施行令の一部を改正する政令
令和7年12月26日公布、令和8年4月1日施行〕

※本市における道路占用料の額について

道路占用料は、その基になる道路価格が個々の場所ごとに異なるものであることから、個々の道路価格により求めることが望ましいものである。しかしながら、電話柱、電力柱やガス管路等のように大量処理が必要であることや、地下埋設管のように相当区間の道路を連続的に占用するものもあることから、個々の場所ごとに価格を調査し、道路占用料を求めるることは現実的ではなく、また、占用者の利便性の観点から国道、県道（県道にあっては、青森県道路法施行条例により道路占用料を定める。）に合わせ、道路法施行令と同額としてきたところである。

2 改正内容

(1) 道路占用料の額の見直し

道路法施行令の一部を改正する政令（令和7年12月26日公布、令和8年4月1日施行）により、国道について直近の固定資産税評価額を使用し、近年の地価動向を道路占用料へ反映させる見直しがされたことに伴い、本市の道路占用料の額の見直しを行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 (参考) 影響額

令和6年度歳入額：71, 757千円

条例改正後歳入額：80, 848千円（条例改正後の単価にて算出）

9, 091千円の増